

適合証明業務手数料規程別表

表Ⅰ：新築・一戸建て住宅の住宅適合証明業務手数料

(単位：円 税別)

区分	検査の種類	新築・一戸建て住宅(フラット35、35S省エネ)				新築・一戸建て住宅(省エネ以外のフラット35S)			
		設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	合計額	設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	合計額
	確認検査の申請が当センターの場合 又は 住宅性能評価の申請が当センターの場合	15,600	9,500	9,500	34,600	19,000	10,500	10,500	40,000
	上記以外	19,000		19,000	47,500	28,500		28,500	67,500

- 1、竣工済特例(フラット35Sの耐震性は適用外)を利用する場合の手料金は、上記表区分の該当欄の合計額とします。
- 2、瑕疵保険の現場検査や建築基準法の中間検査、住宅性能評価などを当センターで実施するなど一定の条件に該当する場合に、
上記検査を省略できることがあります。⇒省略に係る条件など内容については、flat35.comの「物件検査のご案内」をご確認ください。
- 3、設計検査について、第三者機関の証明書等によりSに係る基準の確認が容易な場合は、S無しのフラット35の金額とする(以下の表において同じ)
- 4、Sを複数取得する場合、各検査で10,000を加算する。ただし、3つ以上の複数取得については別途見積とする(以下の表において同じ)
- 5、「ZEH(-M)Oriented」において、BELS評価書の写しを提出せず設計内容説明書提出によるZEH基準の審査を行う場合は別途見積り(以下の表において同じ)
- 6、設計検査申請が2023年3月31日以前の場合は、従前の料金表によります。(以下の表において同じ)

表Ⅱ：新築・共同住宅等の住宅適合証明業務手数料

(単位：円 税別)

区分	検査の種類	新築・共同建て住宅(フラット35、35S省エネ)		新築・共同建て住宅(省エネ以外のフラット35S)	
		設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
	確認検査の申請が当センターの場合 又は 住宅性能評価の申請が当センターの場合	28,500+1,900×戸数	19,000+1,900×戸数	38,000+2,800×戸数	28,500+2,800×戸数
	上記以外	52,250+2,090×戸数	38,000+1,900×戸数	57,000+3,800×戸数	47,500+3,800×戸数

- 1、住宅性能評価を当センターで実施するなど一定の条件に該当する場合に、上記検査を省略できることがあります。
→省略に係る条件など内容の詳細については、flat35.comの「物件検査のご案内」をご確認ください。
- 2、長屋(連続建て、重ね建て)は、一戸建てとして申請される場合は表Ⅰの金額とし、住戸別の申請となる場合は表Ⅰの金額×申請戸数で算定する。

表Ⅲ：登録マンション適合証明業務手数料

(単位：円 税別)

区分	検査の種類	新築・共同建て住宅(フラット35、35S省エネ)		新築・共同建て住宅(省エネ以外のフラット35S)	
		設計検査	竣工現場検査	設計検査	竣工現場検査
	確認検査の申請が当センターの場合 又は 住宅性能評価の申請が当センターの場合	28,500+1,900×戸数	28,500+400×戸数	38,000+2,800×戸数	42,500+400×戸数
	上記以外	47,500+1,900×戸数	57,000+400×戸数	57,000+3,800×戸数	71,000+400×戸数

- 1、住宅性能評価を当センターで実施するなど一定の条件に該当する場合に、上記検査を省略できることがあります。
→省略に係る条件など内容の詳細については、flat35.comの「物件検査のご案内」をご確認ください。

表Ⅳ：中古住宅適合証明業務手数料

(単位：円 税別)

区分	種別	金額	耐震評価	特記
一戸建て住宅	フラット35	41,800	加算額 9,500	※耐震評価が必要な建築物とは、新築の建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物をいう。 (建築確認日が不明な場合は表示登記の日付が昭和58年3月30日以前の建築物)
	フラット35S	62,700		
共同建て住宅	フラット35	41,800	加算額 19,000	
	フラット35S	62,700		

- 1、複数回検査を要するものは上記、手数料表の1.5倍の額とする。(リノベなどの複数回検査発生の場合への対応。)